

ノバルロン

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	(RS) - 1 - [3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル] - 3 - (2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア				
分子式	C ₁₇ H ₉ ClF ₈ N ₂ O ₄	分子量	492.7	CAS NO.	116714-46-6
構造式					

2. 作用機構等

ノバルロンは、ベンゾイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤（殺虫剤）であり、その作用機構は、昆虫の表皮の主成分であるキチンの生合成の阻害により、脱皮を阻害することと考えられる。

本邦での初回登録は2004年である。

製剤は乳剤が、適用作物は野菜、花き等がある。

原体の輸入量は、1.0 t（22年度[※]）であった。

※年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧・2011・（社）日本植物防疫協会

3. 各種物性等

外観・臭気	白色結晶性固体、無臭 (24℃)	土壌吸着係数	溶解性が小さく吸着平衡試験 が実施できないため測定不能
融点	176.5 - 178.0℃	オクタノール ／水分配係数	logPow = 4.3 (室温)
沸点	218℃	生物濃縮性	BCF = 14,000 - 18,000
蒸気圧	1.6×10^{-5} Pa (25℃)	密度	1.6 g/cm ³ (22℃)
加水分解性	半減期 安定 (pH5、7、25℃) 101 日 (pH9、25℃) 1.2 日 (pH9、50℃) 0.09 日 (pH9、70℃)	水溶解度	0.003 mg/L (20℃、pH6.6)
水中光分解性	半減期 7.5 日 (東京春季太陽光換算 4.4 日) (滅菌蒸留水、25℃、17.6-18.9 W/m ² 、280-500 nm) 15.1 日 (東京春季太陽光換算 8.8 日) (滅菌自然水、25℃、17.6-18.9 W/m ² 、280-500 nm) 31 日 (東京春季太陽光換算 182 日) (滅菌緩衝液、pH5、42.8-49.2 W/m ² 、290-400 nm)		

II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.011 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 24 年 2 月 23 日付けで、ノバルロンの ADI を 0.011 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量 1.1 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

非水田農薬として、水濁 PEC が最も高くなる使用方法について表のパラメーターを用いて水濁 PEC を算出する。

1. 非水田使用時の水濁 PEC

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	8.5%乳剤	I : 単回の農薬使用量（有効成分 g /ha）	127.5
使用場面	非水田	N_{app} : 総使用回数（回）	5
適用作物	花き類	A_p : 農薬使用面積（ha）	37.5
農薬使用量	300 L/10a ¹⁾		
総使用回数	5 回		
地上防除/航空防除	地 上		
施 用 法	散 布		

¹⁾ 希釈液（希釈倍数 2,000 倍）として。

2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier1} (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時	0.000008900 …
うち地表流出寄与分	0.000008900 …
うち河川ドリフト寄与分	0.000000040 …
合 計 ¹⁾	0.000008940 … ≒ <u>0.0000089 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.029mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.011 \text{ (mg/kg 体重/日)}$ ADI	$\times 53.3 \text{ (kg)}$ 平均体重
$\times 0.1$ 10%配分	$\div 2 \text{ (L/人/日)}$ 飲料水摂取量
$= 0.0293\dots \text{ (mg/L)}$	

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字2桁（ADIの有効数字桁数）とし、3桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」（平成22年9月29日付け環水大土第100929001号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{TierI} = 0.0000089 \text{ (mg/L)}$ であり、登録保留基準値 0.029 (mg/L) を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対ADI比

農薬推定一日摂取量 (mg/人/日) ¹⁾	対ADI比 (%) ²⁾
0.14	23

¹⁾ 食品経由の農薬推定一日摂取量は、作物残留試験成績等がある食品については作物残留試験成績等、それ以外の食品については平成21年9月30日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における食品群毎の基準値案を基に算出した推定一日摂取量を示す。

²⁾ 平均体重53.3kgで計算